

前橋市若年がん患者在宅療養支援事業実施要項

令和7年4月1日から適用（令和7年10月20日一部改正）

取扱担当課

前橋市健康部保健所 健康増進課（前橋市保健センター3階）

電話 220-5784（直通）

224-1111（内線84-1308）

電子メールアドレス kenkouzousin@city.maebashi.gunma.jp

この事業の目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

目的	この事業は、若年がん患者が、住み慣れた自宅等で自分らしく自律して過ごせるよう、在宅療養生活の質の向上に資する支援を行うことにより、患者及びその家族の負担軽減を図ることを目的とします。
内容	対象者 前橋市若年がん患者在宅療養支援事業の対象者（以下、「利用者」といいます。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。 （1）前橋市内に住所を有する者 （2）対象のサービス利用時に39歳以下（40歳に達する日の前日まで）の者 （3）他の法令等による公的支援制度を受けていない者 （4）末期がん患者（医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した者）
	サービス提供者 サービスを提供する事業者（以下、「事業者」といいます。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定を受けた介護サービス事業者としてします。
	暴力団排除に関する要件 本事業の利用者及び家族並びに事業者は、次に掲げる事項の全てに該当する者としてします。 （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）でないこと。 （2）暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。）でないこと。 （3）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 （4）暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 （5）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 （6）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 （7）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 （8）暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

	交付対象のサービス内容	交付対象のサービスは次に掲げるものとします。 ・訪問介護（身体介護、生活援助、通院等乗降介助） ・訪問入浴介護 ・福祉用具貸与（※） ・福祉用具購入（※） ・介護支援専門員によるケアマネジメント ※19歳以下の利用者については、小児慢性特定疾病日常生活用具給付を利用していない場合のみ、利用できるものとします。		
	サービス利用料の上限額	対象サービス	0～19 歳	20～39 歳
		訪問介護 訪問入浴介護	50,000 円/月	80,000 円/月
		福祉用具貸与	小児慢性特定疾病日常生活用具給付が利用できます (他の公的支援制度を受給していない場合は、20～39 歳の欄に掲げるサービスを受給可能)	
		福祉用具購入		50,000 円
ケアマネジメント	10,000 円/月			
	申請者負担額	本事業の利用者又は家族（以下、「申請者」といいます。）の負担額は以下のとおりとします。 (1) 申請者は、サービス利用料の1割に相当する額を負担するものとします。 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯の申請者は、サービス利用料の上限額の範囲内で負担はしないものとします。 ※ただし、サービス利用料の上限額を超えた額の全額は、申請者が負担するものとします。		
サービス開始手続・交付申請の手続等	サービスの利用開始の届出	1 申請者は、前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第1号）に医師の意見書（様式第2号）等を添えて、市長に提出してください。ただし、提出後に年度が切り替わる場合は、前年度分を準用するものとします。 2 サービスの利用に当たっては、申請者から事業者へ依頼するものとします。		
	利用の決定	市長は、申請書類等を審査し、可否を決定し、前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知します。		
	利用申請の変更等の届出	1 決定を受けた申請者は、申請内容を変更する必要があるときは、前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（中止）申請書（様式第4号）を、市長に速やかに提出してください。 2 市長は、申請書類等を受理し、変更の可否を決定し、前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知します。		

利用の中止又は取消し	1 市長は、利用決定後、利用者が次のいずれかに該当するときは、サービスの利用を中止し、又は取り消す場合があります。 (1) 疾病等により支援事業の利用が困難な場合 (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めた場合 2 中止又は取消しをしたときは、前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用取消（中止）通知書（様式第6号）により、申請者に通知します。
交付申請の方法、時期等	1 申請者は、サービスの利用を終えたとき又はサービスを利用した月が属する年度の3月31日までに、サービスを利用した期間中の利用者負担額を除いた額（以下、「利用額」といいます。）をまとめて、令和7年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書（様式第7号）、令和7年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金実績報告書（様式第8号）により提出するものとします。ただし、サービスを利用している期間中であっても、月単位で申請できることとします。 2 交付申請の手続きは、必要に応じて事業者が行うことができるものとします。
交付決定、確定の時期等	市長は、申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額等を決定し、令和7年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知します。
交付請求の方法、支払時期等	1 申請者は、利用額の請求及び受領を委任することとし、事業者は、交付決定後、利用額を令和7年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付請求書（様式第10号）、申請者からの委任状（様式第11号）により請求することとします。 ただし、自宅以外（施設利用を除く）において、在宅によりサービスを利用していた場合等は、利用料の償還払いを行うことができるものとします。この場合、申請者は、事業者に委任せず、令和7年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付請求書（様式第10号）、事業者に支払った領収書により請求するものとします。 2 市長は、請求書類等の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払うものとします。
利用決定の取消又は補助金の返還	市長は、次の事実が判明した場合、本事業に関する利用決定の取消し及び補助金の一部または全額を返還させることができます。 1 申請者が、偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき 2 申請者が、この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

様式	申請書等の様式	1 前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書兼誓約書（様式第 1 号） 2 意見書（様式第 2 号） 3 前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定（却下）通知書（様式第 3 号） 4 前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更（中止）申請書（様式第 4 号） 5 前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第 5 号） 6 前橋市若年がん患者在宅療養支援事業利用取消（中止）通知書（様式第 6 号） 7 令和 7 年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書（様式第 7 号） 8 令和 7 年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金実績報告書（様式第 8 号） 9 令和 7 年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第 9 号） 10 令和 7 年度前橋市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付請求書（様式第 1 0 号） 11 委任状（様式第 1 1 号）
----	---------	---